

別表六（二）の記載の仕方

1 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が法第69条《外国税額の控除》又は措置法第66条の7第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》若しくは第66条の9の3第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第29条の3第1項各号《外国税額控除を受けるための書類等》に定める書類又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条《みなし外国税額の控除の申告手続》に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付してください。
- (2) 当期において法第64条の4第1項から第3項まで《公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算》又は措置法第59条の2第1項及び第5項《対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例》の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」に、これらの規定の適用をしないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- (3) 「当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。
- イ 「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額21」には、法人が当期利益又は当期欠損の額のうちその他の国外源泉所得（令第141条の2第2号《国外所得金額》に掲げる国外源泉所得をいいます。以下同じ。）に係る利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

- ロ 「加算」及び「減算」の各欄には、「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額21」に記載された金額がその他の国外源泉所得に係る所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の記載に準じて記載します。

なお、ここにいうその他の国外源泉所得に係る所得の金額とは、その他の国外源泉所得に係る所得のみについて、法人税を課するものとした場合の当期の所得金額をいいます。

- ハ 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第142条第3項《控除限度額の計算》に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。

- ニ 「納付した控除対象外国法人税額22」は、別表六（二の二）の「7」の金額のうち、その他の国外源泉所得に係る部分の金額を記載します。

2 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が地方法人税法第12条第1項《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「課税標準法人税額（別表一「4」）⁴⁷」は、「（別表一「4」）」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

- (3) 「地方法人税額
(47) × (4.4%又は10.3%) - (((別表六(五の二)「5の③」) + (別表十七(三の十二)「1」) - (47))) と 0 のうち多い金額
(マイナスの場合は0)」

和元年10月1日以後に開始する課税事業年度にあつては、「4.4%又は」を消し、同日前に開始した課税事業年度にあつては「又は10.3%」を消します。